

第 1 回 液化石油ガス流通ワーキンググループ 事務局提出資料

LPガスを巡る最近の状況

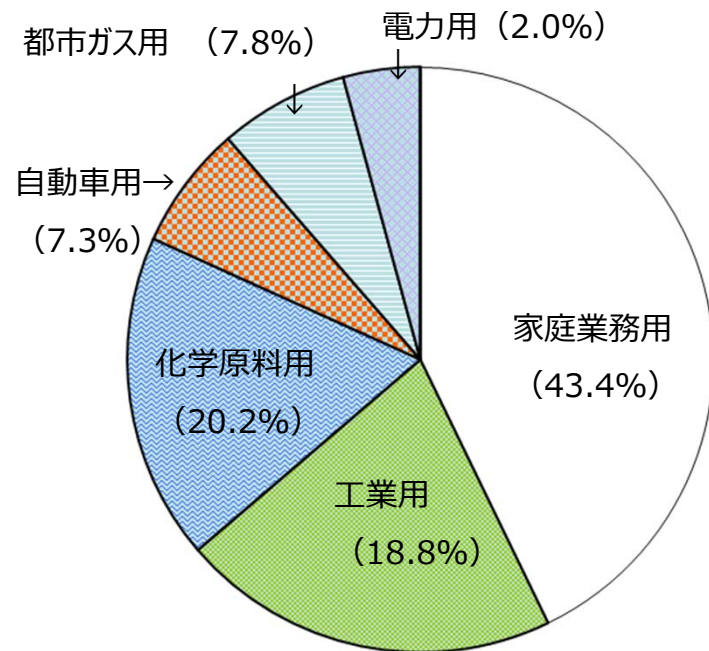
平成28年 2 月 5 日

国内需要の動向

- LPガスは、全国総世帯の約4割（約2,400万世帯）の家庭用燃料、全国約22万台のタクシー等の自動車用燃料として利用されるなど、様々な分野で使用されている国民生活に密着したエネルギー。
- LPガスの需要は、主に家庭業務用、自動車用の減少により1990年代後半以降減少している。平成26年度は1,498万トンで前年度比3.6%の減少。

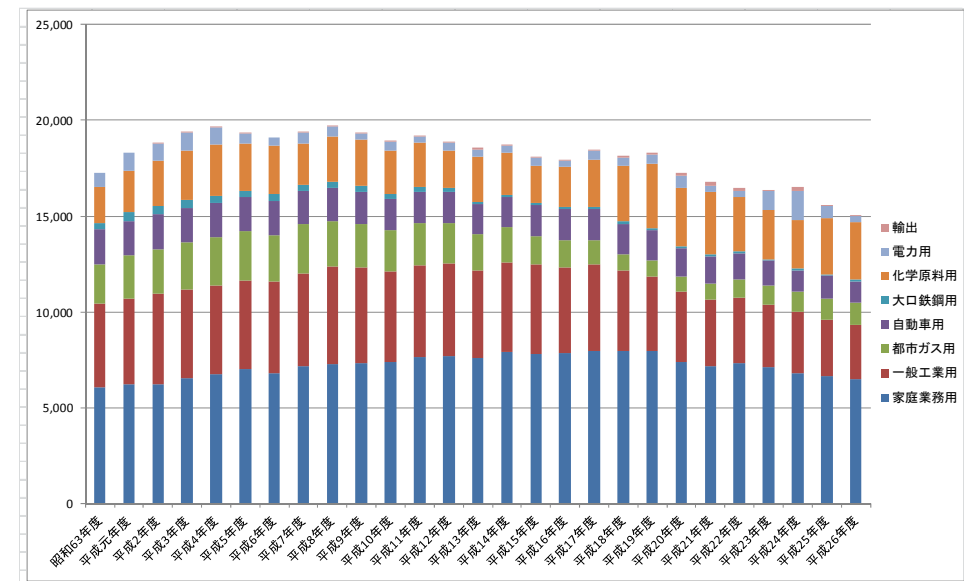
我が国の部門別LPガス総需要（平成26年度）

総需要合計 約1,498万トン



LPガスの国内需要の推移

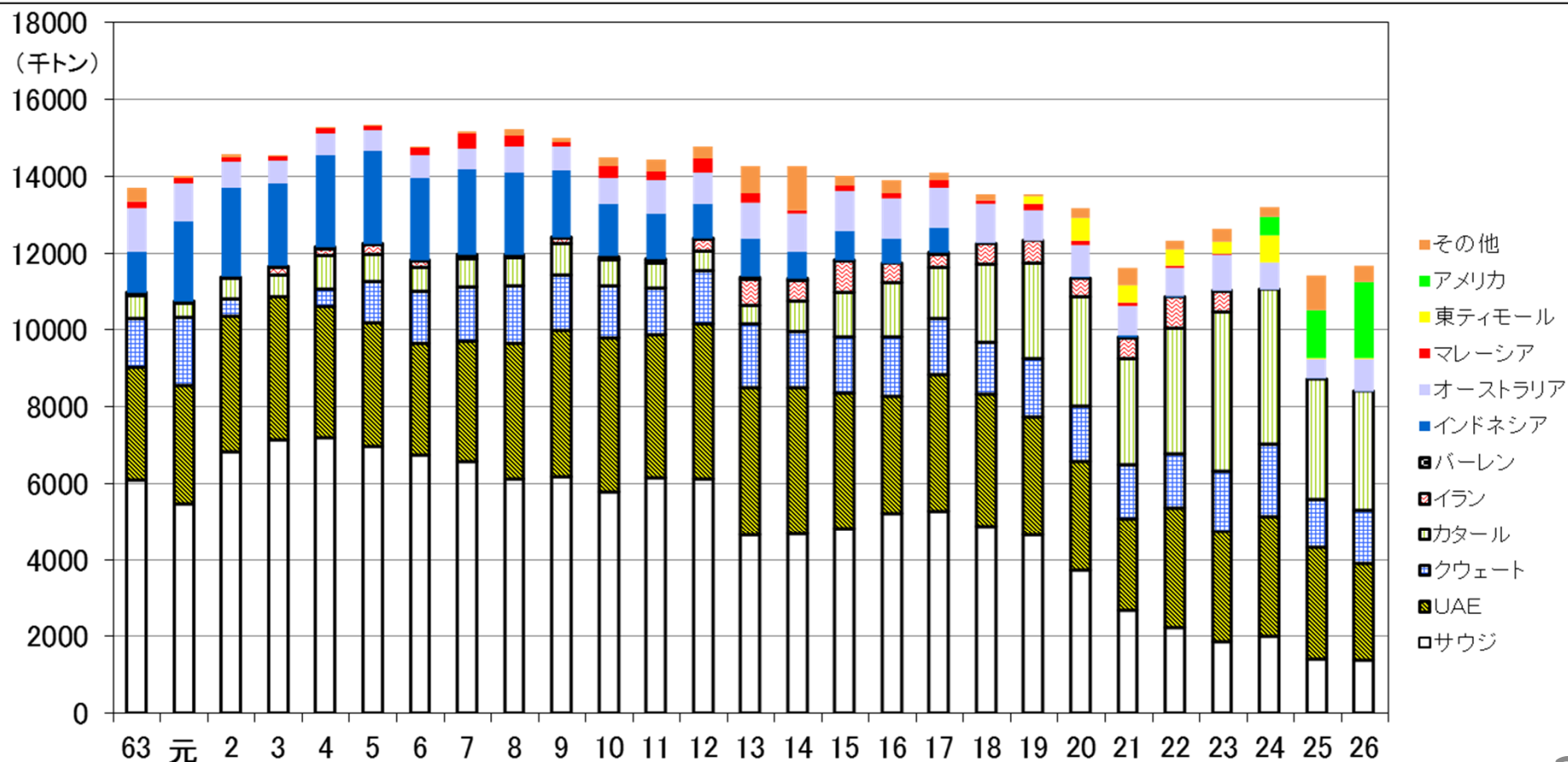
（単位：万トン）



【出典】石油・天然ガス小委員会 石油市場動向調査WG（H27.4.9）

我が国へのLPガス供給

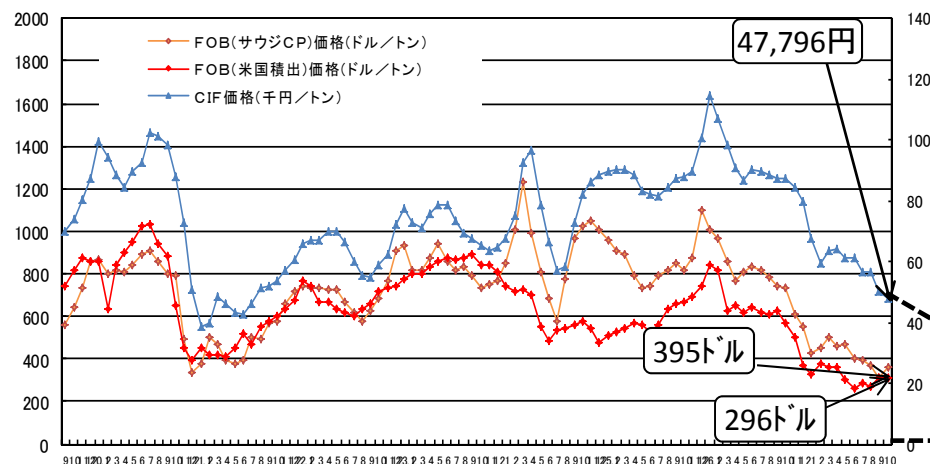
- LPガスは年間供給量約 8 割を輸入、約 2 割を国内で生産。輸入の中東依存度は約72%（原油は約82%）。
- 輸入事業者は供給地多角化の努力を継続。近年は北米のシェール随伴のLPガスの調達が増加（2013年度約10%→2014年度約17%）。今後、北米産LPガスのターム契約の増加も予定されている。
- 調達先国の多角化は、調達リスクの軽減面で、また、調達価格面でもメリット。



LPガス輸入・卸売・小売価格の推移

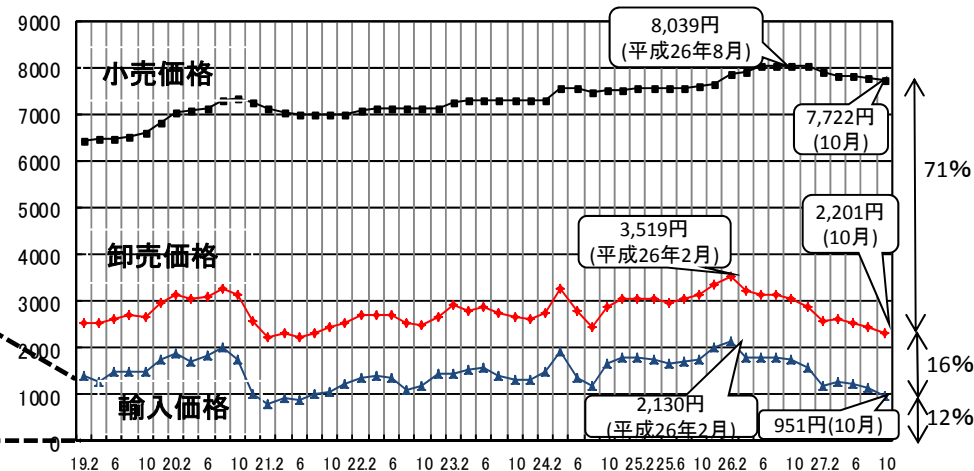
- 輸入価格は、平成26年2月に史上最高値（2,130円/10m³）となって以後、サウジCPの下落・輸入の多角化等（米国シェール由来LPガスの調達増加等）により大幅に下落し、現在951円/10m³となっている。
 - 小売価格については、最高値（8,039円/10m³）をつけた平成26年8月以降、徐々に下落しており、現在7,722円/10m³（平成27年10月）となっている。
 - なお、上記の小売価格はあくまでも全国の平均価格であり、実際には、地域毎の販売・配送事情による分散型エネルギー特有のコスト構造からの地域差があることや各社間でも料金が異なる※。個々の消費者が実態を把握するためには個社による標準価格の公表の進展が必要。
- ※：例えば、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県の一部の地域の平均価格で見ても都市ガスよりも安い地域があり、また、全国レベルで見ても個社レベルでは都市ガスよりも安いケースもあり得る。

【表1】LPガスのFOB(サウジCP・米国価格)・CIF価格の推移



※CIF: 貿易統計(各国輸入価格÷各国輸入量)

【表2】LPガスの輸入・卸・小売価格の推移



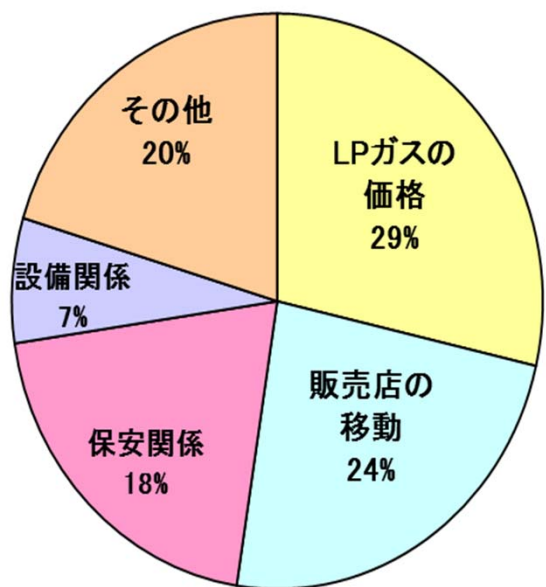
※輸入価格: CIF価格(千円/トン)を10m³換算したもの

平成26年度LPガスお客様相談所に寄せられた主な相談内容

平成26年度の特徴

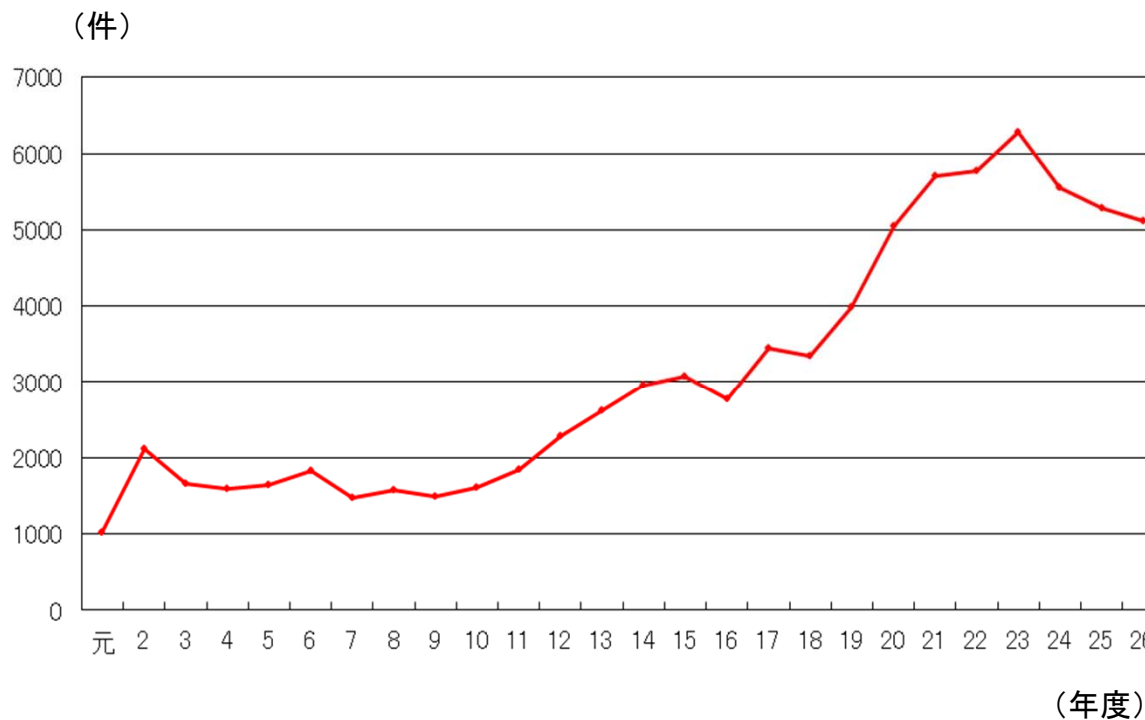
- ・相談件数は、対前年度比で約3%減少し、平成26年度で5,116件となった。
（なお、今年度上期の相談件数は前年同期比で約9%減少。）
- ・内容別の割合は、「LPガスの価格」が最も多く、2位の「販売店の移動」に関する相談と合わせると全体の約6割となっている。

平成26年度 相談件数割合



相談件数合計 5,116件

平成元年度～26年度の相談件数推移



需要家世帯におけるLPガスの位置づけ

- 需要家世帯に占めるLPガス需要家数は、年々減少傾向がある一方、オール電化、都市ガスそれぞれの需要家は増加傾向にある。
- その結果、平成25年度における都市ガス、LPガス、オール電化の需要家世帯数の比率は、オール電化が約10%で、残りを都市ガスとLPガスでほぼ二分していると考えられる。なお、平成26年度におけるLPガス消費世帯数は約2,400万世帯となっている。



※都市ガス需要家数（出典：ガス事業便覧）

オール電化需要家数（エルピーガス振興センター調べ）

LPガス需要家数（石油化学新聞社調べ）

都市ガス、LPガス、オール電化の需要家数の割合(平成25年度)

	需要家数	シェア
都市ガス	約2,590万件	約 46%
LPガス	約2,440万件	約 44%
オール電化	約 520万件	約 10%
合計	約5,550万件	100%

LPガス業界おける課題

＜資源・燃料分科会報告書（平成27年7月）のとりまとめ＞（主要部分抜粋）

- （都市ガスの自由化によるLPガス販売事業者への影響については、）都市ガス導管の延伸が進めば、都市ガスとLPガスとの間の競争も激しくなる可能性がある。ただし、都市ガスの導管供給が可能なのは、経済効率上、一定の需要集積がある地域に限られ、そうでない地域については、引き続きLPガスが大きな役割を担う可能性が高い。
- LPガス販売事業者については、地域に密着した事業で培った信用を活かし、これまで以上に魅力的なサービス等を提案することにより、利用者から選択されるとともに、地域経済の活性化に貢献していくことが期待される。
高齢者見守りサービスや介護等の地域に密着した事業など、多様な生活サービスをパッケージ化した地域の暮らしを支える「総合生活インフラ産業」やFRP容器等の新しい機器を利用したサービスも見込まれる。
- 消費者理解の獲得のため、「LPガス販売指針」のホームページでの公表、更なる情報の集約化・公表やベストプラクティスの横展開、充填所の集約化等の供給構造の改善、料金設定の考え方を含めた料金の透明性の確保・向上を早急に行うよう政府が強く促していくとともに、こうした動きについて、しっかりとフォローアップすることが求められる。

＜ガスシステム改革小委員会での指摘＞

○ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）のとりまとめ（LPガス部分）

今般のガスシステム改革は、都市ガスの小売を全面自由化するものであるが、同じガス体エネルギーであるLPガス販売事業については、元々参入及び料金設定が自由であるところ、その取引の透明性に係る課題について、本小委員会においても、価格上昇に対する懸念や、いわゆる無償配管問題（利用機器や内管の設備費用を、建設業者や不動産業者に対し無償で行うことにより、住宅への入居者に対して継続的な取引を確保しようとする慣行）などについての指摘があり、また国民からの意見募集においても、料金体系の透明化が図られるような需要家保護の環境整備を求める、という意見が寄せられているところである。

こうした意見も勘案しつつ、LPガス販売事業についても、消費者が安心してガスを利用でき、また、同じガス体エネルギーとして競合する都市ガス事業との公平な競争環境を整備する観点から、適切な需要家保護のための措置がとられることが期待される。

○平成27年9月～11月のガスシステム改革小委員会での指摘

- ・自由化される都市ガスの方で料金に対していろいろ開示についての縛りがかかるとすると、それがLPガスの方にどのように波及していくのか、回答できるならば担当者から聞きたい。
- ・（都市ガスの標準メニューの公表に関して）前回の委員会で、消費者が選択するに当たって、必要な情報が事前に容易に入手可能な状態にするための制度を要望・意見したが、背景としては、LPガス事業者において制度上は自由な市場だが、実体的には消費者の側からそういうふうにはなっていない、選択できるような状況にないということがある。
- ・一番心配しているのは、現に自由化されているLPガスにおいてガイドライン以上の法理での規制があるにも、現状、様々な問題が起きていることである。液石法14条が定められているにもかかわらず、実際にはそれが行われていない。特に問題なのが、解約した後、配管設備の撤去費用を請求される事例。本来であれば、契約の時点で配管設備が誰の持ち物であるのかについてきちんと契約してあればこのようなトラブルはおきないはず。LPガスでは14条が機能していない。

最近のLPガス業界の動き①

<販売価格の透明性向上に向けた動き>

- 全国LPガス協会は、消費者理解の獲得のため、平成12年にLPガス販売指針を策定し、以降、改定を重ね、昨年3月に、取引適正化、料金情報提供を規定した3次改訂版「LPガス販売指針」を策定し、7月に公表。約2万社の会員販売事業者に対する説明会等を累次開催し普及を推進。主な内容は以下のとおり。
 - ・特商法・液石法に基づく取引の適正化の推進
 - ・料金情報の積極的な提供
 - ①料金水準の定期的な見直しと交付
 - ②標準的な料金表の店頭に備え置き
 - ③ホームページ等の活用
 - ④請求書又は領収書に料金内訳の明記
 - ・請求書又は領収書における基本料金・従量料金及び設備貸付料などの内訳の明記の促進
- ほぼ全ての都道府県LPガス協会のホームページにおいて、資源エネルギー庁委託調査事業であるLPガスモニター価格調査による地域の平均販売価格の表示を実施。
- 神奈川県のカナエル、奈良県の五条ガス等一部の販売事業者においては、標準的な料金を公表し、料金の透明化を図っている。

<電力小売完全自由化を受けた動き>

- 本年4月の電力小売全面自由化を受け、小売事業に登録するLPガス販売事業者も散見
(例：サイサン、ミツロコグリーンエネルギー、伊丹産業グループ、伊藤忠エネクス 等)
- また、小売電気事業の登録を受けずに電力会社との業務提携を結ぶ動きも見え始めている
(例：東京電力とT O K A I ホールディングス、日本瓦斯、レモンガス等、東燃ゼネラル石油とトーエル)

<FRP容器の普及に向けた動き>

1. FRP容器とは

- FRP容器（強化プラスチック製容器）は、従来の鋼製ボンベに比べて軽量（約半分）かつLPガスの残量が目視可能。また、安全性に優れている（火事にあっても爆発しない、さびが発生しない、カップリング方式を採用）。
- 屋内での使用も可能なため、ガス配管のない家屋でのガスヒーター利用等新たな需要創出が期待。
- FRP容器一本あたり（3～4m³）では、質量販売を前提とした一般的な家庭での使用量の約1ヶ月分。（例えば、ガスファンヒーター、乾燥機）

2. 経緯

- 平成20年、LPガス業界団体においてFRP容器の実用化に向けた検討を開始
- 平成27年2月、高圧ガス保安法の省令等が改正され、FRP容器の一般販売に向けた法的整備が完了
- 平成27年夏から特認による7.5kg容器について輸入・販売が開始
- 平成27年12月末より一般国内基準に基づく販売が開始

3. 現状

- 質量販売に対する規制の制約等から、利用に向けて積極的なLPガス販売事業者は限定的。
- FRP容器利用拡大に当たっての課題抽出を目的として、当庁は平成28年度予算に実証事業を実施予定。



エネルギー自由競争時代におけるLPガス産業の在り方

- 電力、都市ガス等のシステム改革は、業態ごとに制度的な「市場の垣根」を撤廃し、総合的なエネルギー市場を創造することで、選択の自由度の拡大や料金の最大限の抑制といった消費者利益の向上を図ることが大きな目的の一つ。
- 本年4月から開始される電力小売自由化については、既に、小売電気事業者間の料金競争がメディアも介して熾烈さを増しており、一般消費者の料金に対する情報収集意欲が覚醒し始めている状況。
- LPガスについては、既に料金が自由化されているものの、これまで、必ずしもそのことが消費者に正しく認識されているとは言えない状態。今後、LPガス販売事業者間の競争のみならず、エネルギー間競争においても、消費者の選択を勝ち取るためには、保安等のサービス面もさることながら、料金について消費者からの納得感をどれだけ得られるかがポイント。また、料金透明化が早急に行われなかった場合には、エネルギー間の競争において、優れた特性を有するLPガスが料金のみを理由として市場から退出させられかねない危険性も大いに有している。
- LPガス産業界は、これまで、「LPガス販売指針」等を通じ自助努力を積み重ねてきたが、需要は右肩下がりの状況が続いている。これまでの商慣習や個々の顧客対応の集積により変革が困難との事情はあるものの、大胆な変革が果たせない場合、これからのエネルギー間競争時代には更に厳しい状況が待っていることは必至である。
- LPガスが電気、都市ガスとともにエネルギーとして重要な位置付けを維持し、我が国のエネルギーの安定供給に寄与するためには、電力、都市ガスに遅れをとることなく、LPガス料金の透明化に取り組むとともに、安全性と利便性を活かした新しいサービスを提供することで市場から選ばれる対応を行うことが必要である。